

低濃度PCB汚染廃電気機器等運搬処理業務仕様書

本仕様書は、低濃度PCB廃電気機器等運搬処分業務の内容を示すものである。また、本仕様事項および本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ解決するものとする。

目的

低濃度PCB廃棄物を収集し、安全かつ適正に無害化製施設に運搬し、処分を行うことで、保管事業者としてPCB廃棄物の適正な処分に努めるものである。

対象となる低濃度PCB廃棄物の保管場所

三重県尾鷲市上野町5番25号
尾鷲総合病院

業務の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインその他関係法令等を遵守し、業務の安全に十分配慮しつつ、病院において保管する低濃度PCB廃棄物について適正に収集及び低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設もしくは都道府県等許可施設への運搬並びに処理を行う。なお履行期間中に最終処分が完了されていること。

業務の内容

PCB廃棄物を収集運搬し処分を行うものとする。

(1) 搬出・搬入

- ア 保管場所から車両積み込み場所までの移動は受注者が行うものとする。車両積み込み場所は、建物敷地内とする。
- イ 車両への積み込み及び処理場への搬入については、受注者が行うものとする。
- ウ 作業に必要な資機材については、原則として受注者が準備するものとする。

(2) 運搬

- ア 運搬車両は「PCB廃棄物の収集運搬業に係る都道府県知事等の許可」を受けているものとする。
- イ 積替え保管する場合は積替え保管の許可を有していること。

ウ 運搬の日程については別途協議とする。

(3) 無害化処理

ア 処理場は「廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理の認定」又は「微量PCB汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可」を受けているものとする。

(4) 処分

無害化処理後の廃棄物は、関係諸法令に基づき適正に処分するものとする。

契約の締結等

対象となる廃棄物の収集運搬を行う者と処分を行う者が異なる場合、処分を行う者を低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設から選定すること。また、本件業務に係る契約は、収集運搬及び処分を行うそれぞれの受注者と発注者との間で行うものとする。この場合において、本仕様書の記載事項については、収集運搬及び処分を行うそれぞれの受注者ごとに適用する。

委託にあたっての条件

ア 当該事業者は三重県及び処分先のPCB廃棄物の収集運搬業に係る都道府県知事等の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を有していること。

(三重県及び処分先のPCB廃棄物特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の写しを提出のこと)

積替え保管する場合は積替え保管の許可を有していること。

(積替え保管の許可の写しを提出のこと)

イ 特別管理産業廃棄物収集運搬、無害化処理及び最終処分までの業者との契約を交わすことができること。

ウ 契約期間中、収集した特別管理産業廃棄物の最終処分完了まで廃棄物処理法に基づく電子マニフェストシステム(JWNET)の運用・管理ができること。

提出書類

ア 業務写真

イ 完了報告書

廃棄物の種類・数量・保管場所

別紙1 参照

別紙2 及び別紙2 詳細図参照

搬出するにあたり事前に必要に応じて現地確認のこと。

マニフェストの取扱

廃棄物の収集・運搬及び処分にあたっては、電子マニフェストシステム（JWNET）を用いてその処理状況を適切に報告するものとする。受注者による電子マニフェストシステムの使用に係る費用は受注者が負担するものとする。

関係法令の遵守

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (3) 低濃度PCB汚染物収集・運搬ガイドライン
- (4) 低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン
- (5) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン
- (6) その他関係法令

支払いについて

電子マニフェストシステム（JWNET）にて最終処分確認し、請求書受領後30日以内に支払うものとする。

履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで